

平成二十九年年度採用試験問題

【憲法】

以下のA、B二人の学生の会話を読んで、設問に答えなさい。

〔学生の会話〕

女子学生A「今朝、女性専用車両に乗っていたら、スーツ姿のサラリーマンが乗り込んできて平然と座席に座るからびっくりしちゃった。周りにいたおばさんが注意したけど、『別に強制じゃないんだからいいだろう』って開き直るから、すごく嫌な気分になったわ。」

男子学生B「僕は前々から、現在実施されている女性専用車両は、運用の仕方によっては、差別的取扱いとして憲法問題を引き起こす可能性があると思っていたんだ。そもそも、女性専用車両は痴漢対策として効果があるのかい？ ラッシュの時間帯や混雑する路線に限定して導入するならまだしも、私鉄のP社なんか昼の時間帯や空いている路線も含めて一律に女性専用車両を設置していて、痴漢対策というよりは単なる女性優遇になってしまっている気がするよ。しかもP社は一番乗りやすい先頭車両に設置しているから、男性客にとってはすごく不便なんだ。でも、現実はともかくとして、建前上は乗客の協力に基づく任意の措置という扱いだから、世間では憲法問題としては強く意識されていないのだろうなあ。」

女子学生A「そうは言っても、私たち女性にとっては痴漢対策というのは切実な問題なのよ。」

男子学生B「確かに、君のように女性の人たちが女性専用車両に期待する気持ちもわからなくはないよ。だ

から、もし今朝君が体験したような事態がしばしば起こるようだったら、いつそのこと、鉄道会社が、例えば国の認可を受ける約款のようなものに女性専用車両についての規定を設け、それに基づいて制度を実施することとしたらどうか。そうすれば、女性専用車両に関する措置の内容が明確になって駅員も対応しやすいし、乗客間のトラブルも防げるんじゃないかな。」

女子学生A「そうね、是非そうしてほしいものだわ。でも、それだけでは実効性がないんじゃない？ この際、鉄道会社がそのような規定を設けることを前提に、さらに、女性専用車両に男性が乗車してはならないことを法律で義務付け、あわせて、その実効性を担保するための措置を法律に規定することはできないかしら。」

男子学生B「うーん、法律で義務付けることまで考えるのかい。その場合は、女性専用車両に関する制度の内容や実効性を担保するための措置についてよく検討しないと、今度は本当に憲法問題になってしまうと思うなあ。」

〔設問〕

- 1 前記のP社が行っている女性専用車両に関する措置に関し、憲法上の論点について論ぜよ。
- 2 前述のように、Aは、女性専用車両に男性が乗車してはならないことを法律で義務付けるとともに、その実効性を担保するための措置を法律で規定することを提案しているが、この提案に関し、憲法上の論点について論ぜよ。